

プロポーザルに関する質問・回答(質問票)

質問項目		回答
1	提出資料の法人の会社概要として記載されている、④⑤⑥等は原本か。写しでもよいのか。発行月の指定はあるか。	2月24日 ④については、直近1年分を提出してください。 ⑤⑥⑦については、発行後3か月以内のものを提出してください。 すべて写しでも結構です。 なお、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格(業務種目大分類が『11測定・検査調査研究等』の『11調査研究・統計作業(社会経済分野)』を有するものについては、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより、③～⑦の提出を当該書類に代えることができます。
2	各種書類について、本社と委任先の支社があり、本契約等実務は支社が対応する際はどちらの印鑑が必要か。	2月24日 ②誓約書、⑧見積書は押印不要としています。 ただし、⑧の見積書については、発行者(法人にあっては、発行責任者及び担当者)の氏名と連絡先(電話番号)を記載していただく必要があります。 なお、②誓約書と⑧見積書に記載する会社名、住所及び代表者名は、本契約時に記載するものと同様とし、②誓約書と⑧見積書に印鑑を使用する場合も、本契約時と同じ印鑑を使用するようにしてください。
3	仕様書1ページ「3委託業務内容」(1)調査対象者への調査票等の配布・回収、催促状の配布について、調査対象者の氏名と住所を印字したタックシールを県から提供することのだが、調査対象者の抽出は県が行うという理解で良いか。	2月24日 調査対象者の抽出は、市町村の協力を得て県で行います。
4	アンケートの回収について、回収率は何%を想定しているか。(平成30年度人権に関する県民意識調査結果報告書では、有効回答率が51.9%であったが、同等と考えて良いか)	2月24日 回収率について、具体的に想定している数字はありません。 なお、当県が実施している「人権に関する県民意識調査」における有効回答率は、平成30年度が51.9%、平成25年度が45.6%、平成20年度が52.9%となっています。
5	仕様書1ページ「3委託業務内容」(2)回収データの入力、集計および分析　ウ集計結果の分析で、令和4年10月31日を予定としている分析結果報告について、最終的な成果物である調査結果報告書につながる中間報告書のような想定か。それとも、分析結果報告用に別途分析や分析結果のグラフ化等が必要になるのか。	2月24日 最終的な成果物である報告書をイメージした上で、集計結果から特徴や傾向を分析しグラフ化等を行った集計結果報告を提出してください。それをもとに、さらに県との協議・検討を重ね、最終報告書として仕上げていただきたいと思います。 また、クロス集計を行った集計結果の数値は、全てデータ化して提出してください。
6	提案者が、業務がより良い内容になると判断する場合、仕様を変更・追加するような提案をして良いか。(調査方法、調査票の設問提案、報告書の仕様等)	2月24日 調査票の設問項目については、変更できません。 調査方法については、県から提供する調査票、調査協力依頼状(日本語版A4サイズ1枚、翻訳版A4サイズ1枚)及び催促状(日本語版A4サイズ1枚、翻訳版A4サイズ1枚)を使用し、県から提供する封筒で郵送することを遵守いただければ、その他の提案は可能です。但し、調査対象者の住所・氏名はデータでお渡しできません。 また、タックシールは2部しか準備できません。 報告書の仕様については、提案いただくことは可能です。 上記以外で、仕様書の変更を伴う企画提案内容に関わることにについては、質問票によりご確認いただければ、公表せず個別に回答させていただきます。
7	提出様式について、様式3「提案者の概要書」の中に「事業費」とあるが、これは何を指すか。各期の年間売上高のことか、年間経費のことか。	3月2日 事業費欄には、年間売上高を記入してください。
8	仕様書「3 委託業務内容」の(1)③で「啓発物品を作成し同封する」とありますが、具体的にどのような物品(内容、ボリューム等)を想定されているのかご教示ください。	3月3日 啓発物品については、角2封筒に同封できるもので、予算上限額内で郵送料も顧慮の上、回収率向上につながると事業者様が考えるものを提案してください。
9	アンケート送付先からの問合せについては、貴県でされますでしょうか。それとも受託者側での対応でしょうか。	3月3日 問い合わせについては、当県で対応します。
10	ユニボイスの作成については、見出しや本文のみでしようか。グラフや表についても作成が必要でしょうか。	3月3日 音声コード(ユニボイス)については、表やグラフについても作成願います。 但し、文字数制限の関係上、ページによっては全て読み上げることができないため、その場合は県と協議いただくこととなります。